

若狭三方縄文博物館友の会

『DOKIDOKI 会』規約

(名称及び事務所)

第1条 この会は、若狭三方縄文博物館『DOKIDOKI 会』といい、事務局を若狭三方縄文博物館「DOKIDOKI 館」(以下「博物館」という)内に置く。

(目 的)

第2条 この会は、博物館が行う事業に積極的に参加・協力するとともに、地域の文化・歴史・自然・環境などを学び、会員相互の親睦・教養を高めることを目的とする。

(事 業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 見学会、研究会、講演会等の開催。
- (2) 会報等の発行。
- (3) 博物館事業への参加および協力。
- (4) その他、この会の目的達成のために次の部会を設置

縄文の森づくり・くすりやさん部会

縄文食部会

縄文グッズ部会

広報部会

アンギン部会

縄文学研究部会

キッズ部会

(会 員)

第4条 この会は、会の目的に賛同しその活動に協力する者をもって構成する。

2 この会の会員は、次の5種類とする。

【一般会員、家族会員、学生会員、賛助会員、キッズ会員】

3 会員には、会員証を交付する。

(会 費)

第5条 会費は、次の通りとする。(年額)

	金 額	備 考
一 般 会 員	2,000円	大学生以上
家 族 会 員	3,000円	一 家 族
学 生 会 員	500円	中・高生
賛 助 会 員	(1口)10,000円	1口 以上
キッズ会員	100円	小学生以下

2 途中で退会しても、会費の払い戻しはしない。

3 10月以降に入会する場合は、当年度の会費の半額を会費とする。

(特 典)

第6条 会員は、次の特典を受けることができる。

(1) この会又は博物館が行う各種催しへの案内、参加。

(2) 縄文博物館入館料の減免(無料)。

但し「入館料の減免」となる対象については、各会員によって異なる。

一般・学生会員	本人を含む3名まで
家族会員	本人を含む家族の方
賛助会員	1入館 10名以内
キッズ会員	本人

(3) 『DOKIDOKI会』会報ならびに縄文博物館行事案内の配布。

(4) 博物館出版物を購入の際、代金の10%を補助する。

(役員と任期)

第7条 この会の役員と任期は次のとおりとする。

(1) 役員

会 長	1 名	副会長	1 名
理 事	若干名	監 事	2 名

(2) 任期

役員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(役員等の選出)

第8条 役員等の選出については、次のとおりとする。

(1) 理事・監事は、前年度の理事会において選出し、総会の承認を得る。

(2) 会長、副会長は理事の中から互選する。

(3) 事務局長は会長が指名する。

(役員等の職務)

第9条 役員等の職務については、次のとおりとする。

(1) 会長はこの会を代表し、会務を総括する。

(2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時、又は会長が欠けた時はその職を代行する。

(3) 理事は、理事会を構成し、役員の選出、会務の運営及び重要事項等を審議する。

(4) 監事は、会計その他を監査する。

(5) 事務局長は会長の命を受け、事務局を総括し会務を掌握する。

(名誉会長及び顧問)

第10条 この会に、名誉会長及び顧問を置くことができる。

(会 議)

第 11 条

この会の会議は、次のとおりとする。

- (1) 総会は毎年 1 回開催し、この会の事業及び会計報告・役員
の承認・規約の変更等重要事項を決定する。なお議決は、
総会出席者の過半数とする。
- (2) 理事会は必要に応じ、会長がこれを招集する。
- (3) 部会長会議は必要に応じ、会長がこれを招集する。

(会 計)

第 12 条

この会の会計については、会費・寄付金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第 13 条

この会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。

付 則

この会則は、2 0 0 3 年 6 月 7 日から施行する。

この会則は、2 0 1 3 年 4 月 2 7 日から施行する。